

## 東京都建築安全条例第 4 条第 3 項認定基準について

東京都建築安全条例（昭和 25 年東京都条例第 89 号。以下「安全条例」という。）第 4 条第 3 項の規定に基づき、区長が安全上支障がないと認める場合の認定の基準を下記のとおり定める。

### 記

- 1 この基準は、延べ面積が 3000 m<sup>2</sup>を超える、かつ、建築物の高さが 15 m を超える建築物の敷地に関する認定基準とする。
- 2 認定については、3 の認定要件をすべて満たすほか、敷地の形状、建築物の構造・規模、敷地周囲の市街地の密集の度合い等を区長が総合的に判断して、安全上支障がないと認めたものとする。
- 3 認定要件
  - (1) 敷地が 6 m 以上の幅員を有する道路から、概ね 250 m 以内であること。
  - (2) 敷地の前面道路は、道路の反対側の境界線から 6 m 以上道路状に整備されていること。
  - (3) 建築物の主要外壁から隣地境界線までの離隔距離が、4 m 以上確保されていること。
  - (4) 窓先空地から道路に至る屋外通路（安全条例第 19 条第 2 項による）が 4 m 以上確保（1 径路以上）されていること。
  - (5) 敷地内又は隣接地に消防水利（40 t 以上）が確保されていること。